

第1回 宮崎県河川整備学識者懇談会 ＝指摘事項と対応(五十鈴川)＝

1. 平成27年度第3回学識者懇談会および住民説明会
における指摘事項、意見と対応・・・・・・・・・・1
2. 河道計画の検討における築堤整備条件
の表現変更について・・・・・・・・・・3

開催日 : 平成28年10月12日 13:30～15:30

開催場所 : 日向市中央公民館

1. 第3回学識者懇談会における指摘事項と対応

■五十鈴川水系

懇談会における指摘事項と対応(1)

NO.	指摘事項	対応内容	頁	備考
1	・堤防高が充足されているが実は溢水していたという表現は、堤防高の設定の仕方が悪いという誤解を招かない表現にすべきである。	・現況堤防高は計画堤防高よりも高いが、平成16年洪水で溢水したという表現とした。 →河道計画の検討の説明資料に反映	資料- p.3~4	
2	・歴史・文化の項目に記載されている舟方轟は、文化財に指定されているのであれば、本文中にその旨を記載すべきである。	・文化財には指定されていないが、その他指定外史跡景勝地として扱われているため、景勝地である旨を追記した。あわせて図1-3を修正した。 →1.1歴史・文化(整備計画本文p.3~4)に反映	整備 計画 本文 p.3~4	
3	・本整備計画における河川工事の位置の図面について、JR日豊本線橋梁、更生橋の位置が示されていないので追加すべきである。	・JR日豊本線橋梁、更生橋の位置を追加した。 →5.2.1(1)洪水対策(整備計画本文P.28)に反映	整備 計画 本文 p.28	
4	・整備区間の図タイトルについて、何に対する整備が分かるようにすべきである。また、表現を整備区間として統一すべきである。	・図タイトルを何に対する整備が分かる内容に修正するとともに、整備区間として表現を統一した。 →5.2.1(1)洪水対策(整備計画本文p.28~29)に反映 →5.2.1(2)高潮、地震・津波対策(整備計画本文p.30)に反映	整備 計画 本文 p.28~ 30	
5	・p.30 4行目の文章について、主語がなく意味が分からないので修正すること。 ・五十鈴川河道改修断面図に天端・裏法補強が記されているが、文章としての記載がない。	・文章を修正した。 →5.2.1(2)高潮、地震・津波対策(整備計画本文p.30)に反映	整備 計画 本文 p.30	

1. 第3回学識者懇談会における指摘事項と対応

■五十鈴川水系

懇談会における指摘事項と対応(2)

NO.	指摘事項	対応内容	頁	備考
6	・図中の基準地点の文字位置がずれている箇所があるので修正すること。また、基準地点の表現が地図によって異なっているので修正すること。	・「基準地点 更生橋」という表記に統一した。また、基準地点の文字位置を修正した。 →3.1河川整備計画の対象区間(整備計画本文p.1、p.4、p.14、p.23)に反映	整備計画本文 p.1、 p.4、 p.14、 p.23	
7	・イカルチドリの繁殖地は常に維持・創出するようにしてほしい。	・学識経験者の意見を聞き、土木事務所とも協力しながら常に維持・創出を図っていきたい。	—	
8	・治水対策と環境への配慮は同時に実現できないことがあるため、指摘されたこと、実際にやったこと、やれなかったことを区別して整理し、フォローアップで検討できるようにすべきである。また、懇談会で検討した内容はあとから追えるようにすべきである。	・フォローアップを踏まえた検討結果の整理を行う。	—	

住民からの意見と対応

NO.	指摘事項	対応内容	頁	備考
1	・整備計画原案に関する住民の方からの修正等の意見はなかった。	—	—	—

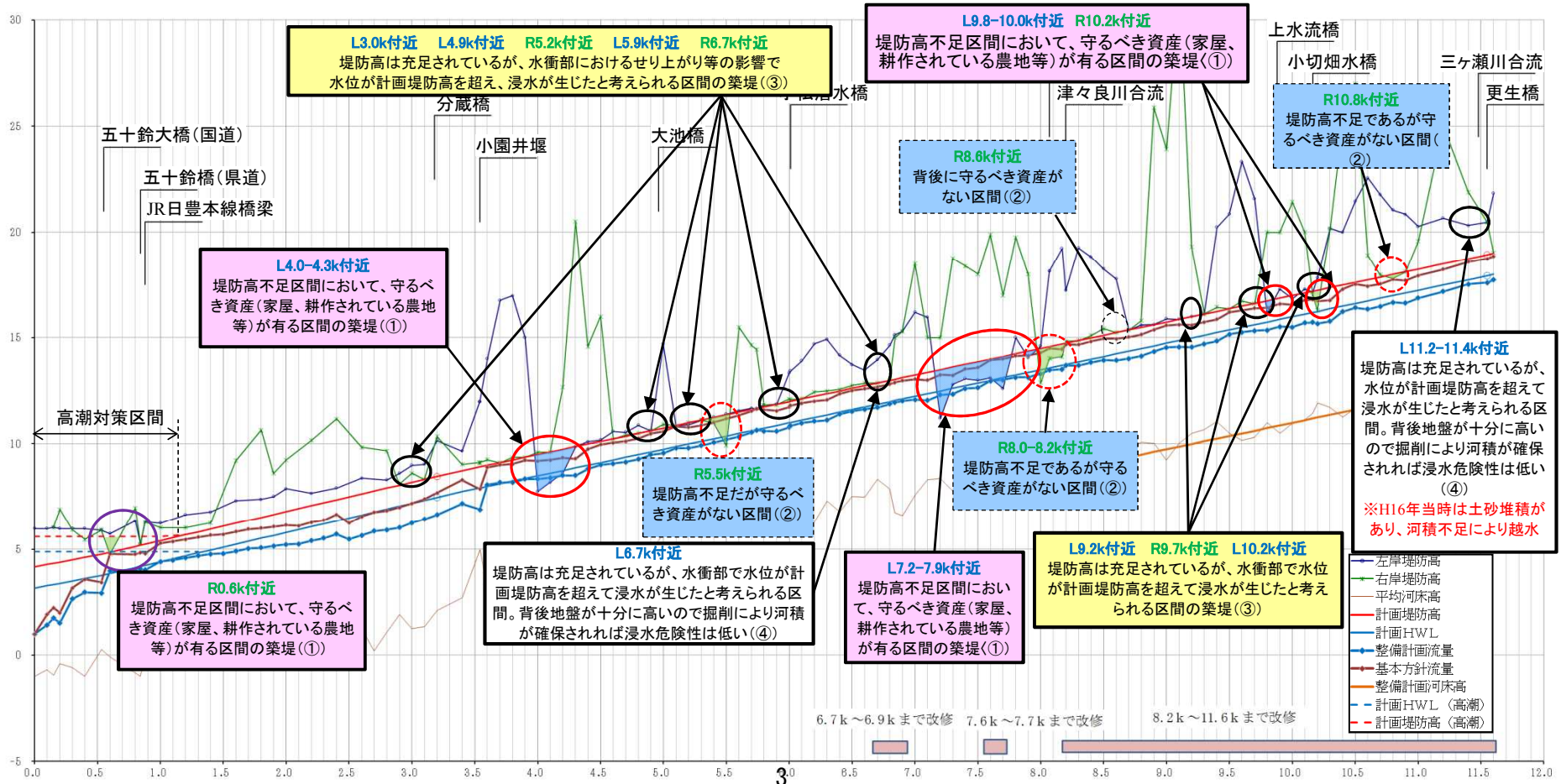
2.河道計画の検討における築堤整備条件の表現変更について

○縦断計画(築堤計画)

■築堤整備の条件

下線部の表現を変更した

- ①堤防高不足区間において、堤内地に守るべき資産(家屋、耕作されている農地等)があり、堤防整備の検討が必要な区間
- ②堤防高不足区間だが、堤内地に守るべき資産(家屋、耕作されている農地等)がないため、堤防整備の必要性が低い区間
- ③現況堤防高が計画堤防高よりも高い区間であるが、平成16年10月洪水において、水衝部におけるせり上がり等の影響で堤防を越水し、守るべき資産(家屋、耕作されている農地等)が浸水しており、更なる堤防整備の検討が必要な区間
- ④現況堤防高が計画堤防高よりも高い区間であるが、平成16年10月洪水において、水衝部におけるせり上がり等の影響で堤防を越水したが、河積を確保することにより浸水被害が防げると考えられるため、更なる堤防整備の必要性が低い区間



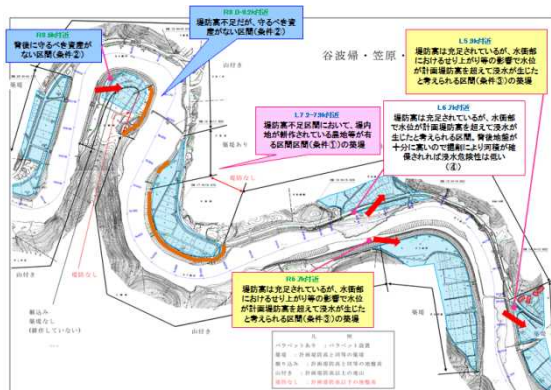
2.河道計画の検討における築堤整備条件の表現変更について

○平面計画（築堤計画）

下線部の表現を変更した

■築堤整備の条件(再掲)

- ①堤防高不足区間において、堤内地に守るべき資産(家屋、耕作されている農地等)があり、堤防整備の検討が必要な区間
- ②堤防高不足区間だが、堤内地に守るべき資産(家屋、耕作されている農地等)がないため、堤防整備の必要性が低い区間
- ③現況堤防高が計画堤防高よりも高い区間であるが、平成16年10月洪水において、水衝部におけるせり上がり等の影響で堤防を越水し、守るべき資産(家屋、耕作されている農地等)が浸水しており、更なる堤防整備の検討が必要な区間
- ④現況堤防高が計画堤防高よりも高い区間であるが、平成16年10月洪水において、水衝部におけるせり上がり等の影響で堤防を越水したが、河積を確保することにより浸水被害が防げると考えられるため、更なる堤防整備の必要性が低い区間



各地区の拡大図を次ページ以降に表示

浸水範囲	: H16. 10台風14号
	: H16. 10台風14号
	: 堤防越水
	: 浸水した家屋
	: 堤防高不足区間

	: 堤防整備の必要性が高い区間
	: 背後の資産から堤防整備の必要性が低い区間
	: 背後の資産の浸水実績から更に堤防整備の検討が必要な区間
	: 河積確保で浸水防止でき更なる堤防整備の必要性は低い区間

